

# 西東京市環境方針

## 1 基本理念

西東京市は、縄文時代の集落跡や、農地、屋敷林、雑木林に代表される武蔵野の景観など、先人が創り上げた豊かな環境を受け継いできました。

しかし、首都近郊という立地特性から都市化が進み、物質的豊かさや利便性の高さを求める資源やエネルギーを大量に消費する生活が中心になり、西東京市においても、身近な環境問題から地球規模の環境問題に至る多種多様な環境問題が顕在化しています。

西東京市役所（以下「市」という。）は、市内の事業所のひとつとして「西東京市環境基本条例」「西東京市第二次地球温暖化対策実行計画」及び「西東京市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、再生可能エネルギーを積極的に導入するなど、限りある資源を有効に活用し、身近な環境問題から地球規模の環境問題の改善に継続的に取り組み、多様な生物が共生した持続可能な低炭素社会の構築に努めます。

## 2 基本方針

基本理念に基づき、環境に関する合意事項及び法規制を遵守し、西東京市環境マネジメントシステムにより環境活動計画を定め、次の項目に取り組みます。

(1) 環境に配慮した事務・事業を推進します。

①省資源、省エネルギー、廃棄物の減量及びリサイクルなどを推進し、市が排出する温室効果ガスの発生抑制に努めます。

②公共施設における再生可能エネルギー機器の導入を推進します。

③公共工事、委託業務における環境負荷の低減に努めます。

④グリーン購入を推進します。

⑤その他、市が行う事務・事業の環境負荷の低減に努めます。

(2) 環境に関する様々な情報を発信するとともに、環境学習を推進し、市民に対する環境意識の高揚を図ります。

(3) 環境白書（環境活動レポート）を作成し、市の活動内容を公表します。

(4) 市の環境状況を把握するため、各種環境測定や監視を継続し、公表します。

(5) 職員の環境保全に対する意識の向上を図るため、教育・訓練を行います。

平成 25 年 9 月 1 日

西東京市長 丸山 浩一